4　地方公共団体が、旧法第四十一条第一項の規定により指定された自由貿易地域又は旧法第四十二条第一項の規定により指定された特別自由貿易地域の区域内において旧法第三条第九号に規定する製造業等の用に供する設備を平成二十四年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第四十九条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

5　地方公共団体が、旧法第四十二条第一項の規定により指定された特別自由貿易地域の区域内において旧法第五十二条第一項に規定する特別自由貿易地域活性化事業の用に供する設備を平成二十四年三月三十一日以前に新設し、又は増設した同項の認定を受けた法人に係る不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第五十三条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において同意観光振興計画に定められている観光振興地域の区域内にある旧法第二十六条に規定する特定販売施設のうち、同条の規定により内閣総理大臣が指定した部分は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、この法律による改正後の沖縄振興特別措置法（以下「新法」という。）第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内にある新法第二十六条に規定する特定販売施設のうち、同条の規定により内閣総理大臣が指定した部分とみなす。

2　施行日の前日において同意情報通信産業振興計画に定められている情報通信産業振興地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新法第二十八条第一項の規定による指定があった場合には、その指定があった日の前日）までの間は、同項の規定により指定された情報通信産業振興地域とみなす。

3　施行日の前日において同意情報通信産業振興計画に定められている情報通信産業特別地区（以下「旧情報通信産業特別地区」という。）は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新法第二十九条第一項の規定による指定があった場合には、その指定があった日の前日）までの間は、同項の規定により指定された情報通信産業特別地区とみなす。

4　施行日の前日において旧法第四十一条第一項の規定により指定されている自由貿易地域及び旧法第四十二条第一項の規定により指定されている特別自由貿易地域であって、新法第四十二条第一項に規定する対象地域に該当していないものとして内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する地域以外の地域は、施行日に同項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域とみなす。

5　前項の規定による地域の指定は、施行日前においても行うことができる。

第四条　施行日の前日において旧法第三十条第一項の認定を受けている法人は、前条第三項の規定により、当該法人がその区域内において設立された旧情報通信産業特別地区が新法第二十九条第一項の規定により指定された情報通信産業特別地区とみなされる間は、新法第三十条第一項の認定を受けたものとみなす。

2　施行日の前日において旧法第四十一条第一項の規定により指定されている自由貿易地域及び旧法第四十二条第一項の規定により指定されている特別自由貿易地域であって、前条第四項の規定により内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する地域以外の地域における事業について旧法第四十三条第一項の認定を受けている者は、新法第四十三条第一項の認定を受けたものとみなす。

3　施行日の前日において旧法第四十二条第一項の規定により指定されている特別自由貿易地域（前条第四項の規定により内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する地域を除く。）における事業について旧法第四十四条第一項の認定を受けている法人（新法第三条第十二号に規定する特定国際物流拠点事業を営むものに限る。）は、新法第四十四条第一項の認定を受けたものとみなす。

第五条　平成二十四年三月三十一日以前に支給が開始された旧法第百四条第一項の特定跡地給付金については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第六条　旧法第四条第一項の沖縄振興計画に基づく事業で、平成二十四年度以後の年度に繰り越される国の負担若しくは補助又は旧法第百五条第二項に規定する交付金の交付に係るものは、新法第四条第一項の沖縄振興計画（第三項において「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新法第八十九条、第百五条及び第百六条から第百八条までの規定を適用する。

2　旧法第百五条の三第一項の規定により提出された沖縄振興特定事業計画に基づく沖縄振興特定事業に係る同条第二項の交付金のうち、平成二十四年度以後の年度に繰り越されるものについては、なお従前の例による。

3　平成二十四年度の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付に係る事業で、新計画が定められるまでの間に、沖縄の振興のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が沖縄県知事の意見を聴くとともに関係行政機関の長に協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新法の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（通訳案内士法の一部改正）

第九条　通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（国土形成計画法及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正）

第十条　次に掲げる法律の規定中「沖縄振興計画」を「沖縄振興基本方針」に改める。

一　国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第十五条（見出しを含む。）

二　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第五条第四項

（公営住宅法の一部改正）

第十一条　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項に次の一号を加える。

四　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百五条の三第二項の交付金

（住民基本台帳法の一部改正）

第十二条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十六の項の次に次のように加える。

二十六の二　沖縄県知事	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）による同法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第三十一号の次に次のように加える。

三十一の二　沖縄振興特別措置法による同法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	